

平成30年諮問第3号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員に推薦したい。

上記のことについて人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年7月4日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

藤	川	順	子
岡	田		大
鬼	頭		敬
山	本		肇
廣	田	禮	郎
山	口	洋	子
佐	木	久	美
水	田	祐	司
梶	川	正	美
澤	木	啓	子
渡	邊	紀	久子
足	立	美	恵子
山	田	邦	代
佐	竹	一	朗
宮	前	隆	文
松	尾	知	之

(理 由)

この案を提出したのは、本市推薦人権擁護委員のうち、任期満了する者の後任候補者14名及び本市の区域に置かれる人権擁護委員が増員されることに伴う候補者2名をそれぞれ推薦する必要があるによる。

(参考 1)

被 推 薦 者 略 歴

住 所 名古屋市千種区豊年町6番6号

ふじ かわ じゅん こ
藤 川 順 子

昭和23年12月3日生

略 歴

- 昭和46年3月 南山短期大学英語科卒業
- 平成2年4月 千種区少年補導委員現在に至る
- 平成6年1月 民生委員・児童委員
- 平成7年5月 保護司現在に至る
- 平成21年1月 名古屋家庭裁判所参与員現在に至る
- 平成21年10月 人権擁護委員現在に至る
- 平成26年4月 名古屋市立大和小学校学校評議員現在に至る
- 平成28年4月 千種区少年補導委員会副会長現在に至る

住 所 名古屋市 中川区 四女子町 4 丁目 22 番地

お だ ひろし
か 田 大
岡

昭和 23 年 2 月 9 日生

略 歴

- 昭和 45 年 3 月 立命館大学法学部卒業
- 昭和 45 年 4 月 名古屋市勤務
- 平成 2 年 4 月 計画局付主幹以後同局開発部区画整理課長、財政局財政部管財課長、環境事業局総務課長を歴任
- 平成 11 年 4 月 環境事業局減量対策部長以後総務局職員部長
- 平成 14 年 4 月 市長室長以後教育長
- 平成 20 年 4 月 名古屋市博物館長
- 平成 25 年 1 月 人権擁護委員現在に至る

住 所 名古屋市港区須成町 3 丁目65番地

き とう たかし
鬼 頭 敬

昭和22年10月26日生

略 歴

- 昭和41年 3 月 愛知県立東山工業高等学校機械科卒業
- 昭和41年 4 月 鬼頭歯車勤務
- 昭和55年 4 月 株式会社鬼頭歯車代表取締役
- 平成元年 4 月 名古屋市立成章小学校 P T A 会長
- 平成22年 1 月 人権擁護委員現在に至る
- 平成24年 5 月 株式会社鬼頭歯車取締役会長現在に至る

住 所 名古屋市南区霞町75番地

やま もと はじめ
山 本 肇

昭和33年7月6日生

略 歴

昭和57年3月 名古屋大学法学部卒業

昭和57年4月 トヨタ自動車株式会社勤務現在に至る

平成28年1月 人権擁護委員現在に至る

住 所 名古屋市守山区幸心二丁目1346番地

ひろ た のり お
廣 田 禮 郎

昭和20年8月20日生

略 歴

- 昭和43年3月 愛知教育大学教育学部卒業
- 昭和43年4月 名古屋市立小学校教諭
- 平成9年4月 名古屋市立春日野小学校教頭以後同辻小学校教頭
- 平成14年1月 名古屋市立甘軒家小学校校長
- 平成18年4月 名古屋市子ども適応相談センター相談員
- 平成21年4月 財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団トワイライトスクール専門員
- 平成22年1月 人権擁護委員現在に至る

住 所 名古屋市緑区潮見が丘二丁目315番地

やま ぐち よう こ
山 口 洋 子

昭和21年3月8日生

略 歴

昭和41年3月 名古屋市立女子短期大学経済科卒業

昭和41年4月 昭和興業株式会社勤務

平成9年4月 緑区地域交通安全活動推進委員

平成17年5月 保護司現在に至る

平成19年1月 人権擁護委員現在に至る

平成26年9月 なごや子ども・子育て支援協議会委員現在に至る

住 所 名古屋市 中村区 亀島一丁目 9 番33号

さ さ き く み
佐々木 久 美

昭和36年 7 月13日生

略 歴

昭和58年 3 月 名古屋赤十字看護専門学校卒業

昭和58年 4 月 名古屋第一赤十字病院勤務

平成16年12月 民生委員・児童委員

平成25年11月 保護司現在に至る

住 所 名古屋市中央区丸の内二丁目 2 番25号

みず た ゆう じ
水 田 祐 司

昭和30年 3 月26日生

略 歴

- 昭和54年 3 月 中部工業大学大学院工学研究科博士前期課程修了
- 昭和54年 4 月 株式会社明電舎勤務
- 昭和62年 4 月 株式会社セントラル商会取締役現在に至る
- 平成16年11月 保護司現在に至る
- 平成21年 4 月 中警察署少年補導委員現在に至る
- 平成25年 8 月 株式会社セントラル商会代表取締役現在に至る
- 平成28年 4 月 人権擁護委員現在に至る

住 所 名古屋市瑞穂区苗代町4番5号

かじ かわ まさ み
梶 川 正 美

昭和25年8月25日生

略 歴

昭和45年7月 名古屋市勤務

昭和50年3月 愛知大学法経学部第二部卒業

平成13年6月 教育委員会事務局付主幹以後住宅都市局付主幹、同局ささしま
ライブ24総合整備事務所主幹兼ねて緑政土木局用地部主幹を歴
任

平成21年4月 南図書館長

平成23年4月 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会名古屋市南陽プール所
長

平成28年4月 人権擁護委員現在に至る

住 所 名古屋市瑞穂区井の元町199番地の1

さわ き けい こ
澤 木 啓 子

昭和37年4月18日生

略 歴

- 昭和56年3月 岐阜県立羽島北高等学校卒業
- 昭和56年3月 ブラザー工業株式会社勤務
- 平成18年4月 瑞穂区中根学区連合子ども会会長
- 平成21年11月 保護司現在に至る
- 平成28年4月 人権擁護委員現在に至る

住 所 名古屋市 中川区 山王三丁目 4 番 9 号

わた なべ き く こ
渡 邊 紀 久 子

昭和20年 2 月 11 日生

略 歴

- 昭和42年 3 月 中央大学商学部卒業
- 平成10年 4 月 中川区八熊学区女性会会長現在に至る
- 平成12年11月 保護司現在に至る
- 平成19年 4 月 人権擁護委員現在に至る
- 平成23年12月 中川区選挙管理委員会委員

住 所 名古屋市港区千鳥二丁目2番10号

あ だち み え こ
足 立 美 惠 子

昭和31年6月1日生

略 歴

- 昭和52年3月 金城学院大学短期大学部国文科卒業
- 昭和61年1月 有限会社千成勤務
- 平成4年4月 名古屋市立西築地小学校PTA副会長
- 平成6年12月 有限会社千成代表取締役現在に至る
- 平成22年4月 港区西築地学区女性会副会長
- 平成25年4月 人権擁護委員現在に至る
- 平成27年4月 港区西築地学区女性会会計監査現在に至る
- 平成29年4月 名古屋市感染症診査協議会委員現在に至る

住 所 名古屋市名東区本郷一丁目47番地の2

やま だ くに よ
山 田 邦 代

昭和30年5月27日生

略 歴

- 昭和54年3月 金沢大学法文学部卒業
- 昭和55年4月 名古屋市勤務
- 平成13年4月 千種土木事務所副所長以後教育委員会事務局総務部主幹、市民
経済局文化観光部文化振興室長を歴任
- 平成20年4月 市長室次長
- 平成23年4月 西区長以後選挙管理委員会事務局長
- 平成27年6月 一般社団法人日本産業カウンセラー協会中部支部運営協議員現
在に至る

住 所 名古屋市天白区中平二丁目2606番地

さ たけ かず お
佐 竹 一 朗

昭和39年8月3日生

略 歴

- 昭和62年3月 名城大学商学部卒業
- 昭和62年4月 株式会社サンゲツ勤務
- 平成8年6月 石勝造園勤務
- 平成10年9月 有限会社石勝造園土木勤務現在に至る
- 平成24年4月 天白区小中学校PTA協議会会長
- 平成25年4月 天白区小中学校PTA協議会顧問
- 平成26年4月 天白区原学区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会青少年健全育成部会部員現在に至る
- 平成28年4月 人権擁護委員現在に至る

住 所 名古屋市北区西志賀町2丁目35番地

みや まえ たか ふみ
宮 前 隆 文

昭和34年8月10日生

略 歴

- 昭和58年3月 同志社大学法学部卒業
- 昭和58年4月 株式会社日本実業出版社勤務
- 平成5年4月 弁護士現在に至る
- 平成10年6月 宮前法律事務所所長現在に至る
- 平成24年10月 人権擁護委員現在に至る

住 所 名古屋市守山区大屋敷13番38号

まつ お とも ゆき
松 尾 知 之

昭和28年1月31日生

略 歴

- 昭和51年3月 愛知教育大学教育学部卒業
- 昭和51年4月 名古屋市立小学校教諭
- 平成10年4月 名古屋市立栄小学校教頭兼ねて同栄幼稚園教諭
- 平成15年4月 名古屋市立新明小学校校長
- 平成16年4月 名古屋市児童福祉センター管理課長
- 平成18年4月 名古屋市立清水小学校校長以後同御器所小学校校長
- 平成25年4月 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会勤務現在に至る

(参考 2)

参 照 条 文

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）抜粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 }
5 } (略)
8 }

（委員の給与）

第8条 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

2 人権擁護委員は、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

